

光市記者発表資料

令和4年5月25日

件名

光市危険空き家除却促進事業の実施について

内容

市では、老朽化などにより周辺的生活環境へ悪影響を及ぼしている管理不適切な空き家の早期除却（解体）を促進することにより、市民の安全・安心な暮らしを守ることを目的に、除却費用の一部を補助する危険空き家除却促進事業を下記のとおり実施します。

記

1 事業概要

別添「令和4年度光市危険空き家除却促進事業補助金（概要版）」参照

2 募集期間

令和4年6月1日（水）から令和4年10月28日（金）

※期間内であっても、予算額に達し次第受付を終了します。

3 募集件数

5件程度（先着順）

4 補助額

補助対象経費の3分の1（50万円を上限）

内容

5 事前相談

事前に相談（電話可）いただくことで、補助金の対象となる危険空き家の該当基準や、補助対象者の要件などをご説明します。

6 その他

（1）交付申請の手続きは、窓口へご持参ください。（メール、郵送不可）

（2）電話等での予約は受け付けません。

（3）詳細等については市ホームページに掲載しています。

問合せ

担当課 生活安全課 市民相談係

担当者 荒川 秀樹 小田 忠司 電話 0833-72-1452

令和4年度光市危険空き家除却促進事業補助金交付制度（概要版）

老朽化により周辺の生活環境へ悪影響を及ぼしている管理不適切な空き家の早期除却（解体）を促進することにより、市民の安全・安心な暮らしを守ることを目的として、除却費用の一部を補助する制度です。

申請期間	令和4年6月1日（水）～ 令和4年10月28日（金）まで ※期間内であっても、予算額（5件程度）に達し次第受付を終了します。
対象となる 空き家	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による倒壊等の危険性があり、放置することで周辺の生活環境に悪影響を及ぼし、または及ぼすおそれのある状態であること（市が判定） ・人の居住の用に供する一戸建て又は長屋建ての建築物で個人所有であること。 ・おおむね年間を通して居住その他の使用がない空き家であること。 ・木造又は軽量鉄骨造である建築物で、併用住宅の場合は、延べ面積の2分の1以上が居住用に供されていたこと。など
補助対象者 （申請者・ 補助事業者）	<ul style="list-style-type: none"> ・危険空き家の所有者又は、相続人であること。 ・本市の固定資産税その他の市税等の滞納がなく、暴力団員等でない人 ・補助金を受けて危険空き家を除却することについて、不利益を受けることになる全ての者から同意を得ている人。 <p>※相続人が複数の場合、全員の同意を得る必要があります。</p>
補助対象 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が解体工業者に依頼して空き家を除却する工事であること。 ・同一敷地内に存する危険空き家以外の建築物、立木等すべてを除却し更地などにすること。 <p>※補助金の交付決定前に着手した工事等は対象になりません。</p>
補助対象 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業に要する費用（消費税及び地方消費税、家財道具、車両等の処分及び浄化槽等の地下埋設物の除却に係るものを除く）又は、国が定める除却工事費の額のいずれか少ない額に10分の8を乗じて得た額。
補助金 の額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の3分の1（上限額は50万円）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を除却することで、その敷地（家屋が建っていた土地）に住宅用地特例が適用されている場合は固定資産税（都市計画税）が高くなります。 ・手続きの流れは、裏面をご覧ください。 <p>※詳しくは、下記までお問い合わせください。</p>

【問合せ・申請先】

〒743-8501 山口県光市中央6-1-1

光市市民部生活安全課市民相談係（市役所1階⑨番窓口）

TEL：0833-72-1452 FAX：0833-72-3919



光市危険空き家除却促進事業補助金交付制度 手続きの流れ

